

商工こすど かわら版

第213号
小須戸
商工会

〔3月の
花
ボケ〕



中小企業診断士・社会保険労務士

和栗 聖 氏

【会場】

万代島ビル十一階NICO会議室

(新潟市中央区万代島五・一)

【定員】セミナー 三十名

相談会 十名

【参加費】無料

【申込み】

商工会に申込書がございますので
お問合せ下さい。

「労働保険」年度更新手続きの
1)準備を!

商工会に「労働保険」の事務委託
をされている会員事業所におかれま
しては、前年度保険料の確定精算と
次年度概算保険料算定のための「年
度更新」手続きが必要です。

労働保険の保険料計算は、毎年四
月から翌年三月までの一年間に従業
員に支払った給料額、建設業等の労
災保険については同期間に完了した
元請工事金額に基づいて算定し、保
険料を精算・納付していただくこと
となります。

「協会けんぽ」平成三十年度の
保険料率の確定について

全国健康保険協会「協会けんぽ」
の平成三十年度の都道府県単位保険
料率が確定しましたのでお知らせし
ます。

変更時期	平成30年 3月分から (4月納付分)	《参考》 平成30年 2月分まで (3月納付分)
介護保険第2号被保険 者に該当しない場合	9.63%	9.69%
介護保険第2号被保険 者に該当する場合 (40歳以上65歳未満)	11.2%	11.34%

まもなく平成二十九年分
確定申告・納付期限です

まもなく所得税・消費税の確定申
告・納付期限となります。お済みで
ない方はお急ぎください。
・所得税

平成三十年三月十五日(木)
・個人事業者の消費税・地方消費税
平成三十年四月二日(月)

※振替納税ご利用の場合、所得税の
振替日は四月二十日(金)、消費
税・地方消費税の振替日は四月二
十五日(水)です。

「無料法律相談」
開催のお知らせ

弁護士による無料法律相談会を左
記のとおり開催いたします。商売に
関らず、どのようなことでも相談に
応じますのでご利用ください。

【日時】
平成三十年四月十一日(水)
午前十時～十二時

※一組三十分まで

「できる社員を育てる」
セミナー・相談会の開催について

新潟県よろず支援拠点では、左記
の通りのセミナーと相談会を開催しま
す。

【日時】

平成三十年三月十三日(火)

(セミナー) 午後一時三十分

～二時三十分

(相談会) 午後二時三十分～三時

【内容】

モチベーション向上による

高い成果を上げる会社づくり

※セミナー終了後に座談会形式で、

相談会を開催します。

【講師】

新潟県よろず支援拠点

コーディネーター

今月末が年度末となりますので、関係書類(従業員給料の賃金台帳や工事の請負契約書等)の作成・整備をお願いいたします。

なお、「年度更新」のための保険料の申告手続きに関する書類については、月末に商工会より送付いたします。

ポータルサイト

「確かめよう労働条件」のご紹介

厚生労働省では、労働基準法等の基礎知識や相談窓口等をまとめた労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営していますのでご紹介いたします。

【内容】

- ・マンガで学ぶ労働条件
- ・しつかり学ぼう!
- ・働くときの基礎知識
- ・アルバイトの労働条件を確かめよう
- ・労働条件Q&A
- ・…など

また、労働条件に関する法律を、クイズを通じて学習することができ、スマートフォンアプリ「労働条件(RJ)パトロール」も提供しています。

ます。(iPhone・Android対応)

【ホームページ】

「確かめよう労働条件」と検索していただくと、ご覧いただけます。

小規模事業者持続化補助金の募集が予定されています

【概要】

国の平成二十九年補正予算事業として、昨年に引き続き実施予定となっている小規模事業者持続化補助金についてご紹介いたします。また、募集は開始されておりませんが、希望される方は事前に事業計画等のご準備をお願いいたします。

また、内容については変更される場合がありますので商工会までお問い合わせください。

【概要】

小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の三分の二を補助します。商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

※小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社および個人事業主)」であり、常時使用する従業員の数が二十人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については五人以下)の事業者です。

補助上限額) 五十万円

【募集開始予定】

平成三十年三月中に予定

【その他】

募集の開始については、商工会かわら版及びホームページでお知らせします。

サブロク協定をご存知ですか

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方がサブロク(36)協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。事業主の皆様におかれましては、時間外労働の状況についてご確認をお願いします。

【サブロク協定とは】

労働基準法では、労働時間は原則、一日八時間・一週四十時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。

「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働(残業)をさせる場合には、労働基準法第三十六条に基

づく労使協定(サブロク協定)の締結、労働基準監督署への届出が必要です。

サブロク協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「一ヶ月や一年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

【相談窓口等について】

左記の窓口では、長時間残業の見直しなど、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者の方に、具体的な方法のアドバイス等を行っています。

①労働時間に関する現行制度の内容等についてのお問い合わせ先
↓新潟労働局労働基準部監督課
TEL〇二五〇一八八三三〇三

または新津労働基準監督署
TEL〇二五〇一二四一六一
②職場環境の改善に関する相談窓口(働き方・休み方改善)
コンサルタント)

↓新潟労働局雇用環境・均等室
TEL〇二五〇一八八三三二七
③事業運営や経営上の課題に関する相談窓口(よろず支援拠点)
↓新潟県よろず支援拠点
TEL〇二五〇一四六〇〇五八